

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	科学館
委託業務名	プラネタリウム保守点検業務委託
委託業務場所	大津市本丸町
概要	科学館プラネタリウム投影機及び付帯設備の保守点検
契約期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	770,000円
契約の相手方	[所在地]東京都豊島区東池袋三丁目1番3号ワールドインポートマートビル6階 [名称] コニカミノルタプラネタリウム株式会社
契約相手方の選定理由	当該業者はプラネタリウム投影機の製造業者であり、投影機および操作機器一式の内容に精通している。当該業者以外の業者が保守する場合、専門的な特殊技術が蓄積されている当該機器一式を十分理解していなければ適切な保守ができないことから、当該業務の円滑かつ適正な実施が図れるため上記の業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。